

副本









平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件  
原告 崔 鳳泰ほか10名  
被告 国

証拠説明書(15)

平成23年9月30日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

- 森 寿 明 
- 佐藤 昌 永 
- 小野 啓 一 
- 古 平 充 
- 長野 将 光 
- 山崎 智 章 
- 小川 寛 人 
- 小林 麻 紀 
- 岡部 大 介 
- 日下 正 寿 

略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙B第23号証	文書316「沢田、林両国主席代表の会談」 (アジア局第一課)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、59ページ(-59-)及び60ページ(-60-)である。	写し	S33.4月、9月	本件追加開示決定により、文書316(乙A第23号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第28号証	文書714「武内次官、崔徳新韓国親善使節団長会談記録」 (北東アジア課)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、66ページ(-66-)ないし68ページ(-68-)である。	写し	S36.7.5	本件追加開示決定により、文書714(乙A第28号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第29号証	文書574「文化財保護委庶務課長来訪の件」 (北東アジア課)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、4ページ(-4-)枠外に記載された文化財保護委員会	写し	S36.1.26	本件追加開示決定により、文書574(乙A第29号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

	の庶務課、会計課、局長室の各電話番号である。			
乙B第45号証	<p>文書979「日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録」(外務省)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、12ページ(12-1)最初の1行分である。</p>	写し	S27.3.28	本件追加開示決定により、文書979(乙A第45号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第53号証	<p>文書692「日韓交渉報告(基本関係部会)」(外務省、外務省アジア局第二課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、19ページ(19-1)の後ろから約3行分及び20ページ(20-1)の最初の約1行分である。</p>	写し	S28.5.15 5.25	本件追加開示決定により、文書692(乙A第53号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第56号証	<p>文書1127「日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)」(外務省)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、</p>	写し	不詳	本件追加開示決定により、文書1127(乙A第56号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。

	①38ページ(—38—)の上から2行分, ②80ページ(—80—)6行目から9行目までの約3行分及び③81ページ(—81—)7行目から9行目である。			
乙B第60号証	文書1457「第7次漁業交渉資料20 漁業協定関係擬問擬答」(外務省)  ※なお, 開示部分(網掛け部分)は, 23ページ(—23—)の「答」2行目から4行目の約2行分である。	写し	S40.7.23	本件追加開示決定により, 文書1457(乙A第60号証)の不開示部分を追加開示し, 全部開示する決定を行ったこと。したがって, 本文書は, 本件訴訟の対象外となる。
乙B第67号証	文書1695「日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話」(前田在韓調査官, 武内駐米大使)  ※なお, 開示部分(網掛け部分)は, 18ページ(—18—)8行目から14行目までの約6行分である。	写し	S40.3.3 3.11 3.10 3.17 3.17 3.18 5.11	本件追加開示決定により, 文書1695(乙A第67号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。
乙B第73号証	文書1809「韓国政情に関するア	写し	S38.2.25 3.6	本件追加開示決定により, 文書1809(乙A第73号証)の不開示部分の

	<p>ジア局長と在京米大使館公使との会談」 (外務省, アジア局長, 北東アジア課)</p> <p>※なお, 開示部分(網掛け部分)は, 13ページ(—13—)21行目から22行目までの約半行分である。</p>		<p>3.5 5.9</p>	<p>一部を追加開示する決定を行ったこと。</p>
乙B第74号証	<p>文書1823「金中央情報部長訪日」 (朝海駐米大使, 北東アジア課)</p> <p>※なお, 開示部分(網掛け部分)は, ①1ページ(—1—)ないし5ページ(—5—)並びに②10ページ(—10—)最終行及び11ページ(—11—)である。</p>	写し	<p>S37. 10.17 10.30 10.31 11.7</p>	<p>本件追加開示決定により, 文書1823(乙A第74号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。</p>
乙B第75号証	<p>文書1824「大平外相と金韓国中央情報部長との会談(第1回)」 (アジア局, 北東アジア課)</p> <p>※なお, 開示部分(網掛け部分)は,</p>	写し	<p>S37. 10.15 10.20 不詳 10.29 10.26 10.22 11.1</p>	<p>本件追加開示決定により, 文書1824(乙A第75号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。</p>

	92ページ(91-1)下から1行目から93ページ(92-1)上から1行目までの約2行分である。			
乙B第79号証	<p>文書1876「日韓会談等に関する在外公館からの報告」 (芳沢在華大使, 久保田在メキシコ大使, 松平国連代表部大使など)</p> <p>※なお, 開示部分(網掛け部分)は, ①1ページ(1-1)本文5行目の8文字, 同ページ本文7行目の約1行分, 同ページ本文8行目から2ページ(2-1)1行目までの約2行分, ②22ページ(19-1)本文10行目から23ページ(20-1)2行目までの約3行分, ③28ページ(25-1)本文9行目及び10行目の約2行分, ④35ページ(32-1)本文1行目の5文字, 同ページ本文2行目の3文字及び37ページ(34-1)</p>	写し	S29.7.10 10.26 S34.12.16など	本件追加開示決定により, 文書1876(乙A第79号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。

	1行目の8文字、 ⑤49ページ（-46-）最終行から50ページ（-47-）1行目までの約1行分、並びに、⑥55ページ（-52-）3行目から4行目の5文字である。			
乙B第81号証	文書1879「日韓交渉の現状」（外務大臣、藤山外務大臣など）  ※なお、開示部分（網掛け部分）は、48ページ（-48-）下から8行目から1行目までの約8行分である。	写し	S27.9.2 S32.10.19など	本件追加開示決定により、文書1879（乙A第81号証）の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。
乙B第84号証	文書1915「日韓国交正常化交渉の記録 総説三」（外務省）  ※なお、開示部分（網掛け部分）は、①229ページ（-229-）1行目から2行目までの約1行分、②241ページ（-241-）4行目の5文字である。	写し	不詳	本件追加開示決定により、文書1915（乙A第84号証）の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。
乙B第88	文書414「抑留	写	不詳	本件追加開示決定により、文書414

号証	<p>者相互釈放実施計画に関する日韓間第五打合せ会議」(外務省アジア局)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、15ページ(-15-)右側の左から3行目から2行目までの約1行分である。</p>	し		<p>(乙A第88号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>
乙B第90号証	<p>文書807「日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソース」(外務省北東アジア課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①3ページ(-3-)下から3行目から4行目までの約半行分及び②4ページ(-4-)枠外下2行分である。</p>	写し	S36.7.14	<p>本件追加開示決定により、文書807(乙A第90号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>
乙B第91号証	<p>文書813「現段階における日韓会談漁業委対策」(外務省)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、2ページ(-2-)</p>	写し	S37.1.24	<p>本件追加開示決定により、文書813(乙A第91号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>



	5行目である。			
乙B第92号証	<p>文書945「在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談」(外務省北東アジア課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、2ページ(-2-)上から2行目から4行目までの2行分である。</p>	写し	S37.2.2	<p>本件追加開示決定により、文書945(乙A第92号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>
乙B第94号証	<p>文書1046「日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録」(外務省アジア局第2課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、14ページ(-14-)右から3行目から5行目までの約3行分である。</p>	写し	不詳	<p>本件追加開示決定により、文書1046(乙A第94号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。</p>
乙B第98号証	<p>文書1170「日韓予備交渉(第49~50回会合)」(外務省北東アジア課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、7ページ(-7-)</p>	写し	S38.9.19 9.26	<p>本件追加開示決定により、文書1170(乙A第98号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>

	下から2行目から 8ページ(-8-) 上から3行目である。			
乙B第100号証	文書1189「日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告」 (外務省)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、3ページ(-3-)右から2行目から4行目までの約3行分である。	写し	S27.3.11	本件追加開示決定により、文書1189(乙A第100号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第113号証	文書1126「日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談)」 (外務省)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、①73ページ(-73-)約4行分及び②85ページ(-85-)である。	写し	不詳	本件追加開示決定により、文書1126(乙A第113号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。
乙B第120号証	文書1276「在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決」 (外務省安藤参事官)  ※なお、開示部分	写し	S31.4.5	本件追加開示決定により、文書1276(乙A第120号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

	(網掛け部分)は、 7ページ(-7-) 1行目から2行目 までの約1行分及 び同ページ3行目 から5行目までの 約3行分である。			
乙B第12 1号証	文書1277「在 韓抑留日本人漁夫 と在大村韓人の問 題解決」 (外務省安藤参事 官)  ※なお、開示部分 (網掛け部分)は、 8ページ(-8-) 右から2行目から 3行目の約1行分 である。	写 し	S31.4.6	本件追加開示決定により、文書1277(乙A第121号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第12 2号証	文書1296「日 韓間抑留者相互釈 放問題」 (外務省アジア局)  ※なお、開示部分 (網掛け部分)は、 7ページ(-7-) 右から6行目から 9行目までの約3 行分である。	写 し	S31.12.2 5	本件追加開示決定により、文書1296(乙A第122号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。
乙B第12 8号証	文書1409「日 韓会談に対する韓 国首席代表の考え 方」 (外務省北東アジ ア課)	写 し	S35.11.1 9	本件追加開示決定により、文書1409(乙A第128号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

	<p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、7ページ(-7-)下から4行分である。</p>			
乙B第130号証	<p>文書1422「高杉代表の発言問題」(外務省、外務省北東アジア課など)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①29ページ(-29-)2行目から3行目まで及び②32ページ(-32-)9行目から10行目である。</p>	写し	S40.1.18 1.25 1.26 1.26 1.20 など	<p>本件追加開示決定により、文書1422(乙A第130号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>
乙B第131号証	<p>文書1424「日韓会談に関する韓国紙の観測」(外務省アジア局第2課、第5課、北東アジア課など)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①51ページ(-51-)左から2行分、②53ページ(-53-)左から2行分及び③56ページ(-5</p>	写し	S28.7.31 4.10 S30.3.29 S35.10.2 0など	<p>本件追加開示決定により、文書1424(乙A第131号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>

	6-1) 右から3行目から6行目までの3行分である。			
乙B第133号証	<p>文書1484「藤山大臣、ダレス国務長官会談」(外務省)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①2ページ(-2-)の約8行分及び②9ページ(-9-)の約7行分である。</p>	写し	不詳	<p>本件追加開示決定により、文書1484(乙A第133号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>
乙B第134号証	<p>文書1485「国務次官補に対する要望事項」(外務省)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、11ページ(-11-)の約1行分である。</p>	写し	S33.3.15	<p>本件追加開示決定により、文書1485(乙A第134号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>
乙B第135号証	<p>文書1515「アジア局執務月報(抄)(昭和33年2~12月)」(外務省アジア局)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①21ページ(-21-)の約9行分、②26ページ(-26-)の約</p>	写し	不詳	<p>本件追加開示決定により、文書1515(乙A第135号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>

	9行分, ③31ページ(-31-)の約4行分及び④35ページ(-35-)の約3行分である。			
乙B第139号証	<p>文書1604「韓国向け冷凍貨物船輸出」 (特定法人, 外務省経済局, 外務省北東アジア課)</p> <p>※なお, 開示部分(網掛け部分)は, ①5ページ(-5-)下から2行目から6ページ(-6-)9行目までの約11行分, ②7ページ(-7-)の約5行分, ③8ページ(-8-)上から3行目及び4行目の約2行分及び④15ページ(-15-)下から2行目から16ページ(-16-)上から2行目までの約4行分である。</p>	写し	S37.8.28 9.3 9.18 9.20 など	<p>本件追加開示決定により, 文書1604(乙A第139号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は, 法5条1号又は2号に該当する情報であるため, 本件訴訟の対象外である。</p>
乙B第140号証	<p>文書1606「海産物の韓国よりの輸入および漁船の対韓輸出の現状」 (外務省北東アジア課)</p>	写し	S38.5.25	<p>本件追加開示決定により, 文書1606(乙A第140号証)の不開示部分を追加開示し, 全部開示する決定を行ったこと。したがって, 本文書は, 本件訴訟の対象外となる。</p>

	<p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、3ページ(-3-)下から2行目から4ページ(-4-)上から4行目までの約6行分である。</p>			
乙B第143号証	<p>文書1618「日韓問題に関する各種会談」(外務省)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①109ページ(-109-)最終行から110ページ(-110-)の約2行分、②187ページ(-187-)最終行から188ページ(-188-)上から4行目までの約4行分、③292ページ(-291-)の欄外である。</p>	写し	S34.2.19 2.20 4.8 など	<p>本件追加開示決定により、文書1618(乙A第143号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。</p>
乙B第145号証	<p>文書1627「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月)」(外務省)</p> <p>※なお、開示部分</p>	写し	S26. 10.29 10.31 10.30	<p>本件追加開示決定により、文書1627(乙A第145号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。</p>

	(網掛け部分)は、 ①2ページ(-2-) 1行目から2行目までの約2行分、 ②3ページ(-3-) 約2行分、 ③5ページ(-5-) 左から3行目及び2行目までの約2行分、 ④7ページ(-7-) 2行分である。			
乙B第146号証	文書1629「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月)」 (外務省)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、 ①3ページ(-3-) 右から4行目から5行目までの約2行分、同ページ5行目から6行目までの約2行分及び ②4ページ(-4-) 左から2行目及び1行目の約2行分である。	写し	S26.11.25	本件追加開示決定により、文書1629(乙A第146号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。
乙B第147号証	文書1631「日韓問題に関する定例打合会(第1~8回)(昭和26年12月)」 (外務省)	写し	不詳 S26.12.5 不詳	本件追加開示決定により、文書1631(乙A第147号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。



	<p>※なお、開示部分（網掛け部分）は、</p> <p>①10ページ（-10-）右から7行目から9行目までの約3行分及び10ページ最終行から11ページ（-11-）1行目までの約2行分、②14ページ（-14-）最終行から15ページ（-15-）1行目までの約1行分及び③32ページ（-32-）右から4行目めの5文字分である。</p>			
乙B第150号証	<p>文書1638「日本側代表団打合せ（第3回）（昭和27年3月）」（外務省）</p> <p>※なお、開示部分（網掛け部分）は、27ページ（-27-）ないし31ページ（-31-）である。</p>	写し	S27.3.31	<p>本件追加開示決定により、文書1638（乙A第150号証）の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>
乙B第151号証	<p>文書1670「柳参事官と会談」（外務省）</p> <p>※なお、開示部分（網掛け部分）は、</p>	写し	S30.1.10 2.2 2.9 2.17 など	<p>本件追加開示決定により、文書1670（乙A第151号証）の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>

	①14ページ(14-)の枠外に記載された手書き10文字分及び②223ページ(223-)2行目から3行目の約1行分である。			
乙B第152号証	文書1678「北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談」(外務省北東アジア課)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、18ページ(18-)1行目から5行目までの約5行分である。	写し	S39.2.4 3.13 3.25 4.6 4.10 など	本件追加開示決定により、文書1678(乙A第152号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。
乙B第153号証	文書1682「外務次官と前駐韓米大使との会談」(外務省北東アジア課)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、7ページ(7-)2行目から4行目までの約3行分である。	写し	S39.7.13	本件追加開示決定により、文書1682(乙A第153号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第154号証	文書1684「バーネット國務次官補代理の内話」(外務省北東アジア課)	写し	S39.9.15	本件追加開示決定により、文書1684(乙A第154号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。

	ア課)  ※なお、開示部分 (網掛け部分)は、 4ページ(-4-) 19行目及び20 行目の約2行分 である。			
乙B第15 5号証	文書1685「バ ンディ米國務次官 補との会談」 (外務省アメリカ 局北米課)  ※なお、開示部分 (網掛け部分)は、 6ページ(-6-) 8行目から9行目 の約1行分であ る。	写 し	S39.9.29	本件追加開示決定により、文書1685(乙A第155号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。
乙B第15 7号証	文書1691「北 東アジア課長と在 京米大使館書記官 との会談」 (外務省北東アジ ア課長)  ※なお、開示部分 (網掛け部分)は、 14ページ(-1 4-)10行目か ら15ページ(- 15-)7行目ま での約9行分であ る。	写 し	S40.2.11 3.23 4.20 5.14	本件追加開示決定により、文書1691(乙A第157号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。
乙B第15 8号証	文書1693「外 務審議官と在韓米	写 し	S40.5.25	本件追加開示決定により、文書1693(乙A第158号証)の不開示部分

	<p>大使館参事官との会談」 (外務省北東アジア課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、7ページ(-7-)7行目から8ページ(-8-)3行目までの約7行分である。</p>			<p>を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>
乙B第159号証	<p>文書1721「宇山賠償部長と金在春中央情報部長および金溶植外務部長官との会談」 (外務省宇山賠償部長)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、5ページ(-5-)10行目から13行目までの約4行分である。</p>	写し	S38.5.29	<p>本件追加開示決定により、文書1721(乙A第159号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>
乙B第160号証	<p>文書1724「後宮アジア局長と裴韓国代表部大使との会談」 (外務省アジア局長)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①14ページ(-14-)7行目及び8行目の約2行</p>	写し	S38.6.18 8.13 9.5	<p>本件追加開示決定により、文書1724(乙A第160号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。</p>

	分, 同ページ11行目から13行目までの約3行分, ②23ページ(23-)9行目及び10行目の約2行分である。			
乙B第161号証	文書1741「対韓借款実施機関に関する問題点」(外務省経済協力部政策課)  ※なお, 開示部分(網掛け部分)は, 3ページ(-3-)1行目から4行目までの約3行分である。	写し	S37.1.19	本件追加開示決定により, 文書1741(乙A第161号証)の不開示部分を追加開示し, 全部開示する決定を行ったこと。したがって, 本文書は, 本件訴訟の対象外となる。
乙B第164号証	文書1789「日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和35年)」(外務省北東アジア課)  ※なお, 開示部分(網掛け部分)は, ①73ページ(-73-)欄外約4行分, ②77ページ(-77-)11行目(行頭の小さな不開示部分を除く)から78ページ(-78-)11行目までの約3行	写し	S35.1.7 2.3 2.5 2.20 4.2 4.6 など	本件追加開示決定により, 文書1789(乙A第164号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は, 法5条1号に該当する情報であるため, 本件訴訟の対象外である。

	分, ③83ページ (-83-) 3行 目から84ページ (-84-) 12 行目までの約22 行分(但し, 3行 目の一部分を除 く。)及び④95 ページ(-95 -) 6行目(行頭 の小不開示部分 を除く)及び7行目 の約2行分であ る。			
乙B第16 5号証	文書1792「日 韓条約及び諸協定 関係対米折衝(各 種会談:昭和36 年)」 (外務省)  ※なお, 開示部分 (網掛け部分)は, 85ページ(-8 5-) 6行目から 7行目までの約2 行分である。	写 し	S36.2.16 5.1 5.16 5.18 5.20  など	本件追加開示決定により, 文書179 2(乙A第165号証)の不開示部分 の一部を追加開示する決定を行ったこ と。
乙B第16 7号証	文書1796「日 韓関係に関する在 京米大使館の内 話」 (外務省北東アジ ア課)  ※なお, 開示部分 (網掛け部分)は, ①18ページ(- 17-) 10行目	写 し	S37.1.5 1.12 2.7 3.19 3.23  など	本件追加開示決定により, 文書179 6(乙A第167号証)の不開示部分 の一部を追加開示する決定を行ったこ と。

	<p>から19ページ        (-18-) 8行        目までの約9行        分, 同ページ10        行目の約1行分,        20ページ (-1        9-) 4行目から        5行目までの約2        行分, 21ページ        (-20-) 9行        目から22ページ        (-21-), ②        27ページ (-2        6-) 10行目か        ら28ページ (-        27-) 2行目ま        での約4行分, ③        35ページ (-3        4-) の約3行分        及び④48ページ        (-47-) 最終        行から49ページ        (-48-) 2行        目までの約2行        分, 同ページ6行        目から9行目ま        での約4行分であ        る。</p>			
<p>乙B第16        8号証</p>	<p>文書1798「池        田総理ハリマン国        務次官補会談」        (外務省北東アジ        ア課)</p> <p>※なお, 開示部分        (網掛け部分) は,        5ページ(-5-)        8行目から6ペー        ジ(-6-) 1行</p>	<p>写        し</p>	<p>S37.3.19</p>	<p>本件追加開示決定により, 文書179        8 (乙A第168号証) の不開示部分        の一部を追加開示する決定を行ったこ        と。</p>

	目までの約4行分及び同ページ8行目から最終行までの約3行分である。			
乙B第169号証	<p>文書1803「駐韓米大使の内話」(外務省北東アジア課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、4ページ(-4-)5行目から6行目までの約2行分である。</p>	写し	S37.8.17	本件追加開示決定により、文書1803(乙A第169号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。
乙B第170号証	<p>文書1805「大平大臣、ラスク長官会談」(外務省アメリカ局竹内参事官、岡崎国連代表部大使、朝海在米国大使)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、①11ページ(-11-)最終行から13ページ(-13-)11行目までの約1ページと12行分、②16ページ(-16-)13行目から最終行までの約8行分、17ページ(-17-)6行</p>	写し	S37.9.25 9.24 12.5	本件追加開示決定により、文書1805(乙A第170号証)の一部を追加開示する決定を行ったこと。



	目から12行目までの約7行分, ③28ページ(28-1)最終行から31ページ(31-1)3行目までの約2ページと4行分である。			
乙B第171号証	文書1808「韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報」 (外務省北東アジア課)  ※なお, 開示部分(網掛け部分)は, 52ページ(52-1)及び53ページ(53-1)である。	写し	S38.1.24 2.7 2.16 2.19 2.21 など	本件追加開示決定により, 文書1808(乙A第171号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は, 法5条1号に該当する情報であるため, 本件訴訟の対象外である。
乙B第172号証	文書1811「韓国情勢に関するアジア局参事官と在京米大使館書記官との会談」 (外務省)  ※なお, 開示部分(網掛け部分)は, 3ページ(3-1)7行目から9行目までの約3行分である。	写し	S38.3.2 3.16 4.6	本件追加開示決定により, 文書1811(乙A第172号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は, 法5条1号に該当する情報であるため, 本件訴訟の対象外である。
乙B第173号証	文書1818「韓国政情に関する対米折衝」	写し	S38.2.6 2.20 2.26	本件追加開示決定により, 文書1818(乙A第173号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残

	(朝海在米国大使など)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、82ページ(82-1)8行目から11行目までの約3行分である。		3. 1 など	された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。
乙B第174号証	文書1820「金中央情報部長訪日」(外務省北東アジア課)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、①1ページ(1-1)ないし5ページ(5-1)及び②16ページ(16-1)ないし20ページ(20-1)である。	写し	S36. 10.25 10.27 など	本件追加開示決定により、文書1820(乙A第174号証)の不開示部分を追加開示する決定を行ったこと。残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。
乙B第175号証	文書1821「金中央情報部長訪日」(外務省)  ※なお、開示部分(網掛け部分)は、①26ページ(26-1)2行目から3行目までの6文字及び②51ページ(51-1)2行目の6文字分である。	写し	S37.2. 5 2. 7 2.20 など	本件追加開示決定により、文書1821(乙A第175号証)の不開示部分の一部を追加開示する決定を行ったこと。

乙B第176号証	<p>文書1872「池田総理・英外相会談」 (外務省欧亜局英連邦課)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、 ①3ページ(-3-) 1行目から2行目までの約2行分、 ②3ページ(-3-) 10行目から11行目までの約1行分、 ③3ページ(-3-) 13行目から15行目までの約2行分 及び④4ページ(-4-) 4行目から7行目までの約3行分である。</p>	写し	S38.4.2	<p>本件追加開示決定により、文書1872(乙A第176号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>
乙B第177号証	<p>文書1874「在京カナダ大使内話」 (外務事務次官)</p> <p>※なお、開示部分(網掛け部分)は、 2ページ(-2-) 10行目から3ページ(-3-) 6行目までの8行分である。</p>	写し	S39.1.10	<p>本件追加開示決定により、文書1874(乙A第177号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行ったこと。したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。</p>
乙B第284号証	<p>文書1364「対韓経済協力実施上の問題点について</p>	写し	S36.11.27	<p>本件追加開示決定により、文書1364(乙A第284号証)の不開示部分を追加開示し、全部開示する決定を行</p>

	<p>」 (外務省経済協力 部政策課)</p> <p>※なお、開示部分 (網掛け部分)は、 ①3ページ(-3 -)5か所、②4 ページ(-4-) 6か所、③5ペー ジ(-5-)2か 所、④6ページ(- 6-)1か所、⑤ 7ページ(-7-) 2か所及び⑥8ペ ージ(-8-)2 か所である。</p>			<p>ったこと。したがって、本文書は、本 件訴訟の対象外となる。</p>
乙B第28 9号証	<p>文書1371「対 韓経済協力につい て」 (外務省アジア局 北東アジア課)</p> <p>※なお、開示部分 (網掛け部分)は、 ①4ページ(-4 -)4か所及び② 6ページ(-6-) 4か所である。</p>	写 し	S36.12.7	<p>本件追加開示決定により、文書137 1(乙A第289号証)の不開示部分 の一部を追加開示する決定を行ったこ と。</p>